

ドゥルーズにおける〈法実践知〉と判断の関係

西川耕平(文京学院大学)

本発表の目的は、ドゥルーズが〈法実践知〉(jurisprudence)という語のもとに展開する法思想と、カントが『判断力批判』において呈示した反省的判断力を中心とする議論とのあいだに存在する関連性を明らかにすることである。

ドゥルーズは、構想力の限界を露わにし、あらかじめ打ち立てられた常識あるいは共通感覚の形式から離れた思考を可能にするものとして、崇高の感情の経験を重視している。この崇高論に対する高い評価は、1960年代の二つのカント論から、その主著『差異と反復』(1968年)における論述も含めて、終生変わることがない。ドゥルーズの哲学のうちでも非常に重要な主題である「思考の発生」に関わるものであり、ドゥルーズ自身が明示的に称賛を与えていることもあって、崇高論をドゥルーズが積極的に継承したことはすでに多くの論者によって指摘されている。

しかし、もちろん崇高論だけが積極的に継承されたわけではない。見過ごされがちではあるが、『判断力批判』においてカントが呈示する「反省的判断」についての議論も、ドゥルーズにかなりの影響を与えているように思われる。よく知られているように、カントは、あらかじめ与えられた一般的なものを個別のものに適用すれば事足りる「規定的判断」と、個別のものや特異なものから普遍的なものを発見する「反省的判断」を区別している。ドゥルーズにとってこの意味での規定的判断が好まない判断であることは、『差異と反復』における悟性概念やカテゴリーに対する批判を考慮すれば明らかである。ドゥルーズによれば、それらはあまりに一般的で、実在的なものをとらえるには網目が大きすぎ、個々の事例に適用するのに十分ではない。それに対して、ドゥルーズは事物そのものに合せて裁断された概念を創造することを提唱する。ドゥルーズ自身はこの考えの源泉としてベルクソンの名を挙げているものの、個別から出発して概念を発見しようとする反省的判断と同じ方向性をここに見て取ることは不可能ではないだろう。そして、〈法実践知〉(jurisprudence)という語によってその中核が開陳されるドゥルーズの法思想に目を向けるならば、個別の事例から普遍へと向かう反省的判断力に帰される働きをさらに色濃く見て取ることができる。

さて、ドゥルーズの法的領域に関わる思想を見たとき、まず目につくのは人権に対する否定的態度である。ドゥルーズは、人権のはらむ抽象性や不変性を批判し、人権を金科玉条のごとくもちだしてくるタイプの言論に異議を唱える。そうした人権概念に頼ることなく、ドゥルーズは人間の生に資するような新たな法や権利を創造する手法を探る。その際に大きな役割を与えられるのが〈法実践知〉(jurisprudence)である。「判例」「法解釈」とも訳しうる jurisprudence というこの語をもって、実際の状況に応じてなされる法的議論らびに当事者や判事によってなされる判断を含めた法的実践のプロセスをドゥルーズは言い表している。ここでの眼目である「実際の状況に応じて新たな法や権利をつくる」というのは、一見、当たり前のことのようにも思えるが、先に取り出したドゥルーズの哲学の特徴と軌を一にしていることを指摘できる。すなわち、既成の概念をたんに適用するのではなく、事物に正確に一致する概念の創造を目論むドゥルーズの哲学

的態度が、あらかじめ打ち立てられた出来合いの法や権利を適用することではなく、あくまで個々の状況に完全に適した法や権利をつくることに重きを置く法思想に通底しているのである。「哲学は概念を創造する」という言をもじれば、「〈法実践知〉は法や権利を創造する」のである。

この〈法実践知〉が実際に行われる場面を考えてみるならば、その特徴的な例として、これまでの法的枠組みでは解決できないようなハード・ケースを挙げることができるだろう。ある事例があったとして、その事例に適用すべき法があらかじめ定められていないときや、その事例が既存の法の枠外であった場合にこそ〈法実践知〉は作動し、新たな法や権利を創り出すとドゥルーズは考えている。ここに反省的判断力の議論の影響を読み込むことは不当なことではないだろう。jurisprudence が「判例」とも訳せることに鑑みれば、そうしたハード・ケース(事例)に直面した後に法的実践の帰結として提出された判決がその後の「範例(exemple)」となり、一般性を帯びることになる。これは、みずから新たな規則をつくりだす天才論と照応させることもできよう。

ところで、カントの反省的判断力を法的領域へと拡張する以上のような議論は、アーレントによるカントの第三批判読解を思い起こさせるかもしれない。しかし、共通感覚ないし共同体的感情の理念に根ざす趣味判断に公共的・政治的な性格を見出し、それを高く評価するアーレントとドゥルーズは完全に袂を分かっている。それは『哲学とは何か』(1991年)における「コミュニケーション」や「オピニオン」に基づいた哲学への否定的評価からも読み取れるが、その底にあるのは共通感覚に対する批判である。ドゥルーズによれば、論理的共通感覚のみならず、美的共通感覚もまた、あらかじめ用意された思考を準備するものにほかならない。だからこそ、共通感覚の形式を錯乱させる崇高を称揚するのである。このような立場を取るドゥルーズからすると、アーレントもまた共通感覚に則った常識的な思考にとどまっているということになるだろう。ドゥルーズにとって、カントの共通感覚は新たな思考の開始を阻害してしまう、退けねばならない理論装置である。

以上のことから、ドゥルーズはカントの共通感覚論を退けつつ、崇高や反省的判断についての議論を受け継いで彼なりの仕方でも引き伸ばしたということが主張できるだろう。ドゥルーズはすでに『カントの批判哲学』(1963年)において、医師の診断を反省的判断の例として挙げていた。そこでは腸チフスの概念を知っていても、個別の症例に直面した医師は、その特殊性がゆえにその症例に関して言えば、その概念を与えられておらず、反省的判断力を働かせるほかないと論じられている。これは法的判断を下す場面でも同じだろう。法律を単純に適用することはじつは困難であり、無理に行おうとすればその事例の特異性をこぼしてしまう。そこではむしろ、事例から出発して反省的判断を発揮することが求められる。そうしてこそ、現実の状況に適した法や権利をつくるのが可能になるのである。